

水難発生状況

～ 令和4年中 ～



三重県警察本部

目次

第一 水難の発生状況

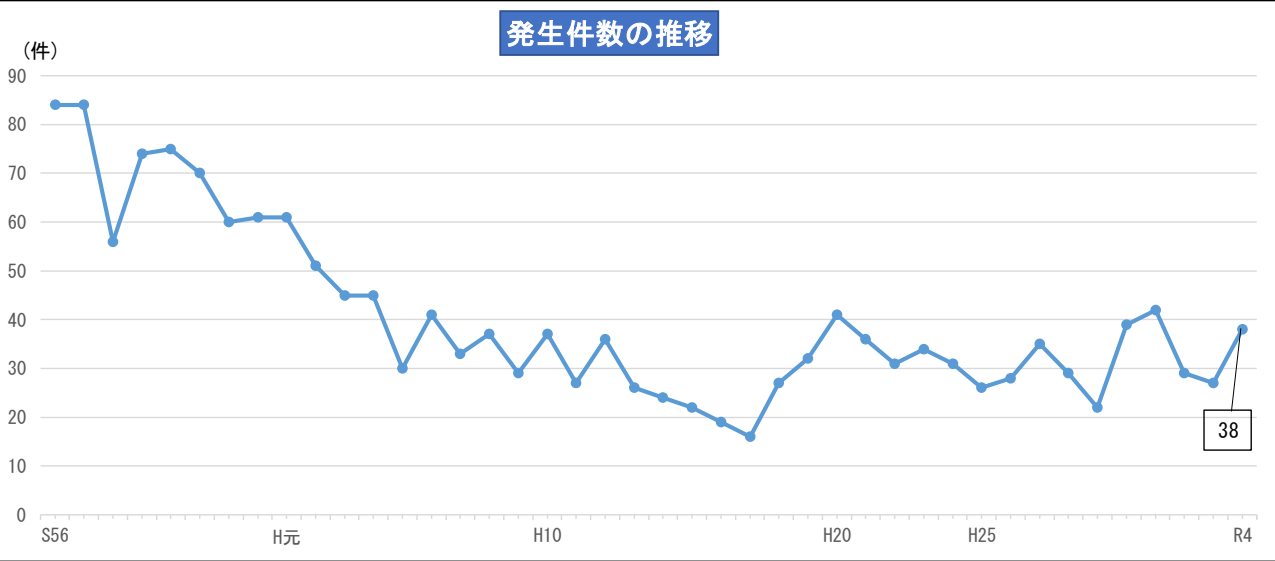
概況	～県内～	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
発生状況詳細①	～場所別～	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
発生状況詳細②	～住居地別～	・・・・・・・・・・・・・・・・	2
発生状況詳細③	～行為別～	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
発生状況詳細④	～年齢層別～	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
発生状況詳細⑤	～発生月別～	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
発生状況詳細⑥	～ライフジャケット着用の有無～	・・・・・・・・・・・・・・・・	4

第二 水難防止対策

広報啓発・安全指導活動・水難救助訓練	・・・・・・・・・・・・・・・・	5
--------------------	------------------	---

第一 水難の発生状況

概況 ～県内～



	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	前年比
発生件数（件）	31	26	28	35	29	22	39	42	29	27	38	+11
遭難者数（人）	32	27	35	36	33	28	44	54	33	34	41	+7
死者・行方不明者	21	17	14	23	21	9	15	18	18	17	20	+3
死者	21	17	14	23	21	9	15	18	18	17	20	+3
行方不明者												
負傷者	3	5	6	4	6	5	8	6	6	4	6	+2
無事救出者	8	5	15	9	6	14	21	30	9	13	15	+2

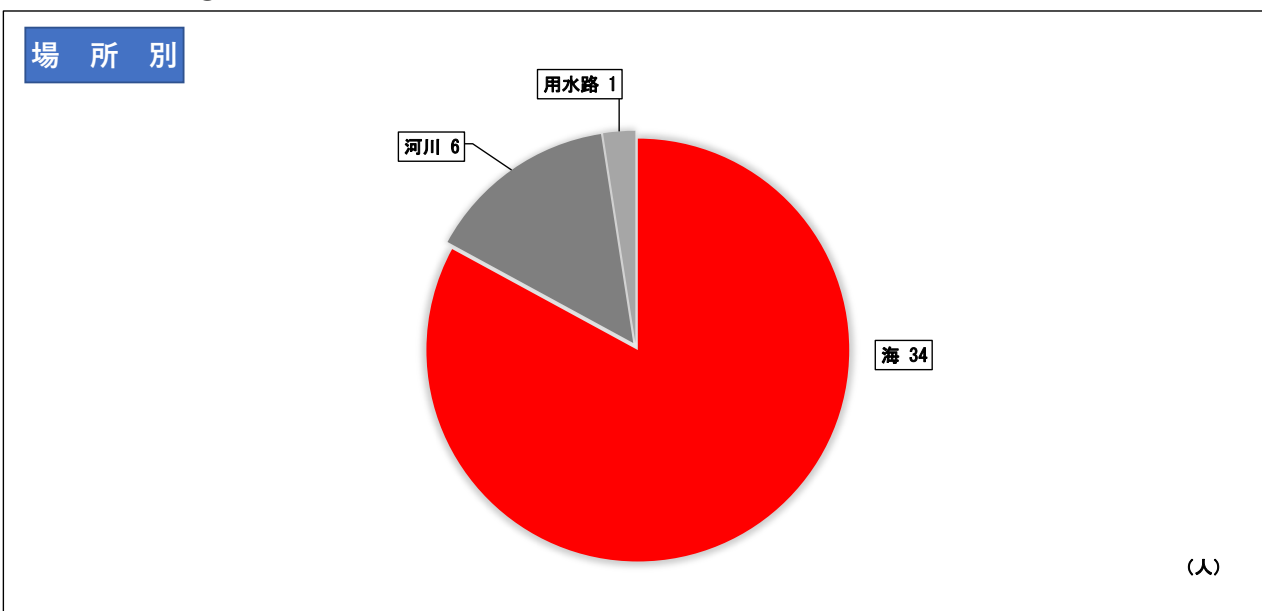
○ 令和4年中の水難における主な特徴

- ・ 海 ～ 82.9%（34人）
- ・ 魚とり・釣り ～ 41.5%（17人）
- ・ ライフジャケット非着用 ～ 70.7%（29人）

○ 死亡事案一覧

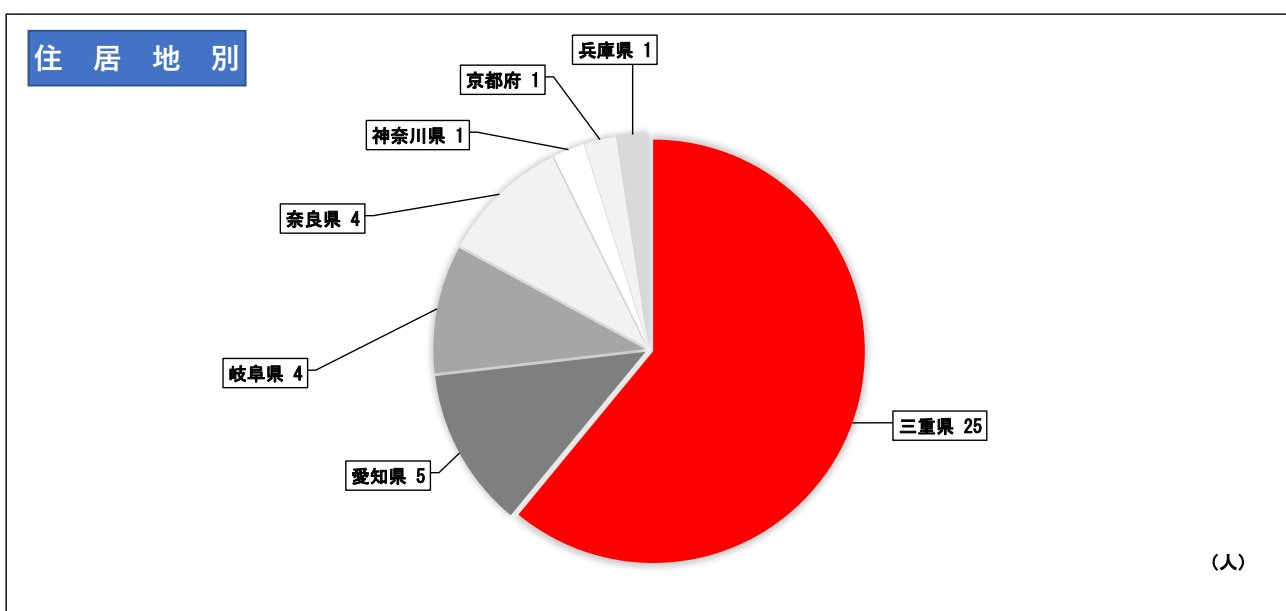
	発生月	場所別	年代	行為	住所		発生月	場所別	年代	行為	住所
1	1月	海	80代	作業中	三重県	11	7月	海	20代	魚とり	三重県
2	1月	河川	80代	ボート遊び	三重県	12	8月	海	40代	釣り	愛知県
3	2月	河川	80代	不明	三重県	13	8月	海	10代	水遊び	三重県
4	2月	海	60代	釣り	奈良県	14	8月	海	70代	魚とり	三重県
5	3月	海	50代	釣り	奈良県	15	8月	海	70代	不明	岐阜県
6	3月	海	70代	魚とり	三重県	16	10月	海	70代	魚とり	三重県
7	6月	河川	80代	釣り	奈良県	17	10月	用水路	70代	作業中	三重県
8	6月	海	60代	不明	愛知県	18	10月	海	80代	通行中	三重県
9	7月	海	70代	スキューバダイビング	愛知県	19	11月	海	30代	釣り	三重県
10	7月	海	50代	水泳	三重県	20	12月	海	70代	通行中	三重県

発生状況詳細①



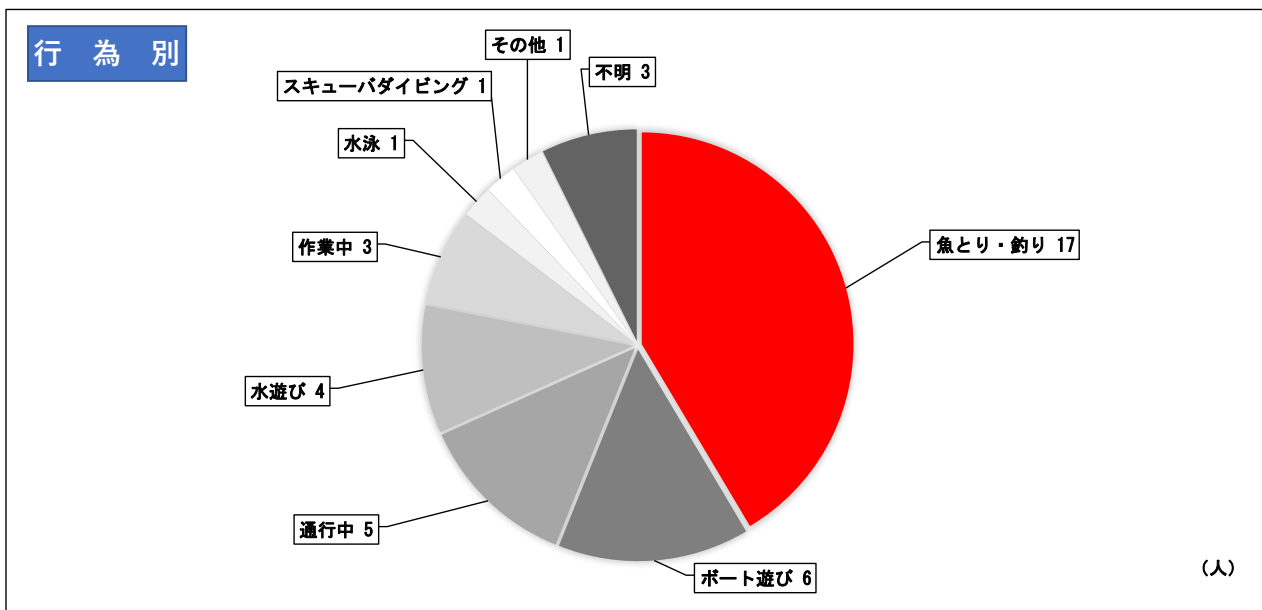
・ 海	～	34人 (82.9%)
・ 河川	～	6人 (14.6%)
・ 用水路	～	1人 (2.4%)

発生状況詳細②



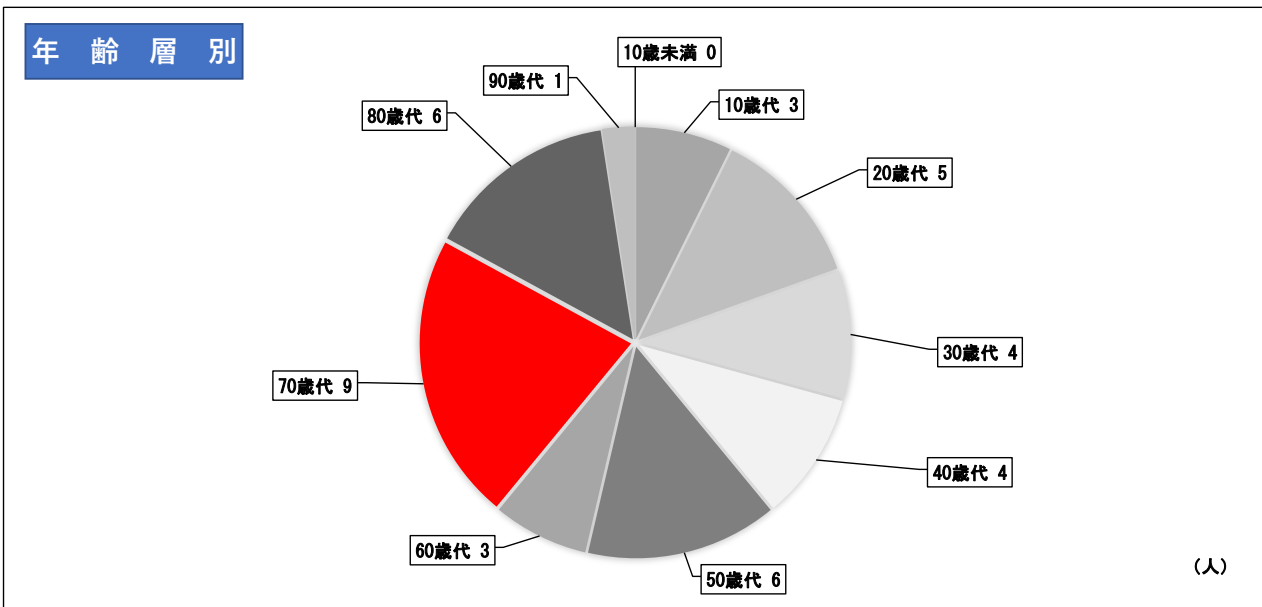
・ 三重県	～	25人 (61.0%)
・ 愛知県	～	5人 (12.2%)
・ 岐阜県・奈良県	～	4人 (9.8%)
等		

発生状況詳細③



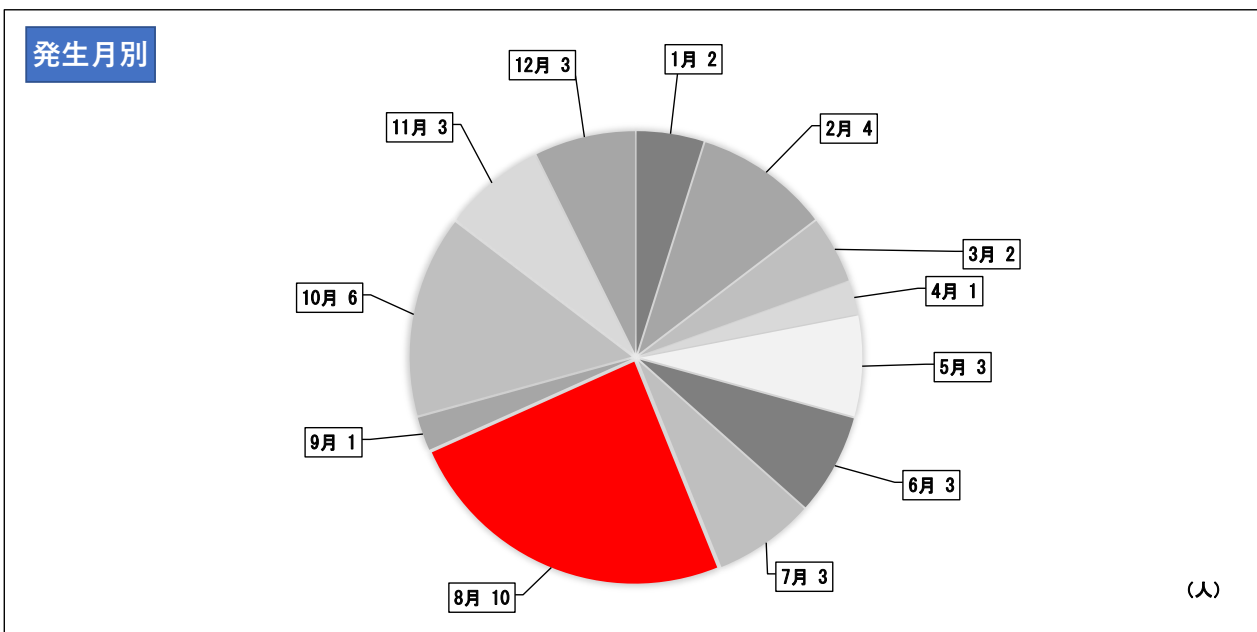
- ・ 魚とり・釣り ~ 17人 (41.5%)
- ・ ボート遊び ~ 6人 (14.6%)
- ・ 通行中 ~ 5人 (12.2%) 等

発生状況詳細④



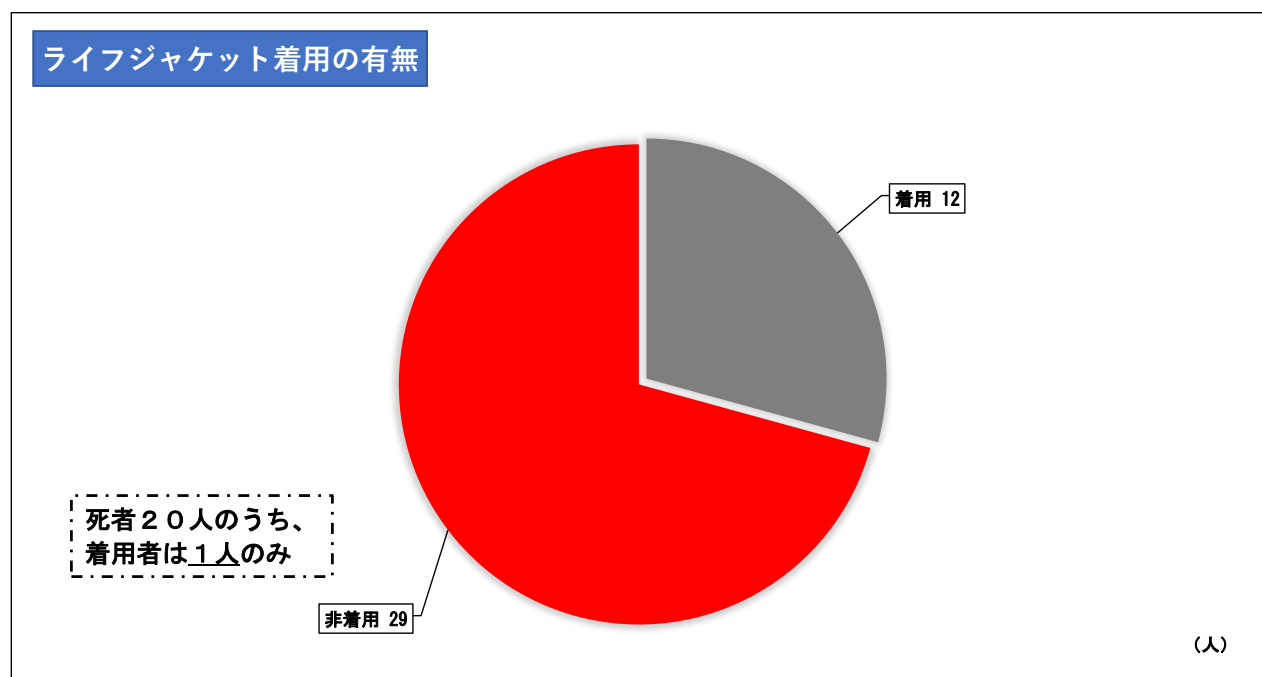
- ・ 70歳代 ~ 9人 (22.0%)
- ・ 50歳代・80歳代 ~ 6人 (14.6%) 等

発生状況詳細⑤



- ・ 8月 ～ 10人 (24.4%)
- ・ 10月 ～ 6人 (14.6%)
- ・ 2月 ～ 4人 (9.8%) 等

発生状況詳細⑥



- ・ 着用 ～ 12人 (29.3%)
- ・ 非着用 ～ 29人 (70.7%)

全ての小型船舶の乗船者にライフジャケットの着用が義務化されたことにより、令和4年2月1日から違反者（操縦者が違反者となる。）に対して違反点数が付されます。
（詳しくは、国交省HP (http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_fr6_000018.html)参照)

ライフジャケットは自らの命を守るものです。
釣りやボート遊びをするときは、ライフジャケットを必ず着用しましょう。
また、事故が起こったときの連絡手段を確保するため、携帯電話を防水バックに入れて携行しましょう。

第二 水難防止対策

広報啓発・安全指導活動・水難救助訓練（主なもの）

項目	概要
各種媒体を活用した広報啓発	テレビ、ラジオ、新聞、ホームページ、ツイッター、自治体広報誌等を活用し、水難防止を呼び掛けた。
現地における安全指導	海上保安部と合同で、海水浴場や釣り場において水難防止を呼び掛けた。 また、ライフジャケットの着用義務違反に重点を置いた取締りを推進した。
自治体等との情報共有	県・市町、海上保安部等と海水浴場や危険箇所等についての情報を共有した。
各種訓練	・ 落水者の救助・救命措置 ・ 航行が不能となった船の曳航



警備艇「かすみ」



警備艇「しろちどり」



警備艇「あらしま」

問い合わせ先

三重県警察本部 地域部地域課

電話番号 059-222-0110（代表）